

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 9月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第16号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 岩手県土地開発公社</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、一般社団法人地方税電子化協議会、社会福祉法人恩賜財団済生会及び公益社団法人全国自治体病院協議会とする。</p>	<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) 岩手県土地開発公社</u></p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、一般社団法人地方税電子化協議会、<u>公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会</u>、社会福祉法人恩賜財団済生会及び公益社団法人全国自治体病院協議会とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。